

次世代自動車部品等参入促進事業委託業務処理要領

1 目的

この要領は、委託者が受託者に委託する次世代自動車部品等参入促進事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

CASEや脱炭素など、大きな変革への対応が求められる一方、コロナ禍で厳しい状況にある道内自動車部品メーカー等の喫緊の課題である次世代自動車部品等の開発・生産に向け、参入促進に必要とされる支援を行う。

3 業務内容

(1) 専門講座の実施

次世代自動車部品等への参入を目指す企業にヒアリングを実施し、次世代自動車に係る部品等のテーマを設定した上で、今後道内において製品開発や量産化に向けた人材を育成するため、専門的な講座を実施する。

[ヒアリング] 次世代自動車関連部品に参入意欲・可能性のある等、道内ものづくり企業10社以上に、どのような部品・分野の講座を希望するかヒアリング

[講座回数] 5回（1回あたり約2時間以上）

[実施方法] 札幌市近郊の会場とオンラインとの併用開催

[講師] 大学、産業支援機関、及び先進企業における有識者
1講座あたり1～2名

[会場] 受講者の前後左右の座席との身体的距離の確保など、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施できる十分な会場の広さを確保

[内容] ヒアリングの結果や講座後のアンケートで要望のあった事項（想定例：バッテリー、モーターなどの次世代自動車部品等）や新規参入に向けた取組に必要な事項などについて

[参加人数] 1講座あたり3社8名以上

[留意事項] ・ 参加者へのアンケート（理解度・満足度・講座内容の要望など）を実施すること。
・ 企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とすること。

(2) 事業実施報告書の作成及び提出

事業実施報告書

上記（1）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体1部及び電子媒体1部

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・ 業務処理計画書（別記第1号様式）

5 実績報告等及び概算払について

- (1) 受託者が、契約書第 11 条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。
 - ア 実績報告書 (別記第 2 号様式)
 - イ 収支精算書 (別記第 3 号様式)
- (2) 受託者が、契約書第 13 条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。
 - ア 概算払請求書 (別記第 4 号様式)
 - イ 収支計画書 (別記第 5 号様式)

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第 3 条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。